

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 27 年 7 月 31 日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区山田平尾町17番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 社会福祉法人京都社会事業財団 会長 松原 義人 電話 075 - 391 - 5811					
主たる業種	医療業(一般病院)	細分類番号	8   3   1   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	各施設において省エネ改善活動を効果的に推進し、温室効果ガス排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	各施設担当課を中心に管理体制を整備し、進捗状況及び成果を確認する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,790.2 トン	10,694.3 トン	10,590.7 トン	10,500.6 トン	-1.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,814.0 トン	10,094.3 トン	9,990.7 トン	9,884.8 トン	-7.6 パーセント	
目標の根拠	前ステージでは7.5%の削減を達成しているが、引き続き熱源管理、漏水対策、照明設備の高効率化により削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/1000㎡)	154.24	152.87	151.39	150.10	-1.77 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/1000㎡)					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	熱源機器の適正な運転管理、誘導灯、照明設備を高効率な設備へ更新することで削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		117.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	・コージェネ発電機の無駄のない排熱利用、熱源機器の適正な運転管理。 ・就業時間厳守					
	(27)年度	・誘導灯、照明設備のLED化 ・節水に努める。					
	(28)年度	・空調・熱源機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	・駐輪場を整備し、自転車、バイクによる通勤を推進(玉頭の家) ・自動車通勤への条件付与(通勤距離・保育園の送迎・夜勤勤務者など)(京都厚生園)					
	上記の措置を採用する理由	・駐車スペースが少なく、台数に限りがあるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	・第1計画期間の超過削減量1815.8トンについて、平成26年度に600トン、平成27年度に600トン、平成28年度に615.8トンを排出量から差し引いて記載している。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。